

令和6年8月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	益田町 (益田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手が利用する農地面積の集積、集約化が作業効率を上げ、作業負担を下げるためにも必要だと考えているが、現状の集落農地集積もある程度個々の認定農家により固定化されており、地区外の認定農家も多く、集約化を進めるのは極めて難しい状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、麦、大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
・認定農業者へ農地の集約化を進めつつ、地域外からの希望する認定農業者を受け入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・継続して集落で協議し、目標地図の見直しを行う中で、農地の集積、集約化への取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落内での認定農業者だけでは、農地の集積、集約化が困難である場合は、地区外の認定農業者も受け入れて、後の集積、集約化の取組を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み農道や水路等を共同活動により保全する。